

1. 復興事業の概要	Ⅱ- 1
1. 1 復興事業のプロセス	Ⅱ- 1
1. 2 復興パターンの策定と分類	Ⅱ- 2
1. 3 復興事業全体の概要	Ⅱ- 4
2. 住宅再建事業の概要	Ⅱ- 6
2. 1 着目する主な住宅再建事業	Ⅱ- 6
2. 2 防災集団移転促進事業	Ⅱ- 7
2. 3 土地区画整理事業	Ⅱ- 8
2. 4 災害公営住宅整備事業	Ⅱ- 9
3. 調査事例からみる住宅再建事業推進の課題と工夫	Ⅱ-10
3. 1 事業事例編の対象	Ⅱ-10
3. 2 大船渡市	Ⅱ-11
3. 3 宮古市	Ⅱ-12
3. 4 石巻市	Ⅱ-13
4. まとめ	Ⅱ-14

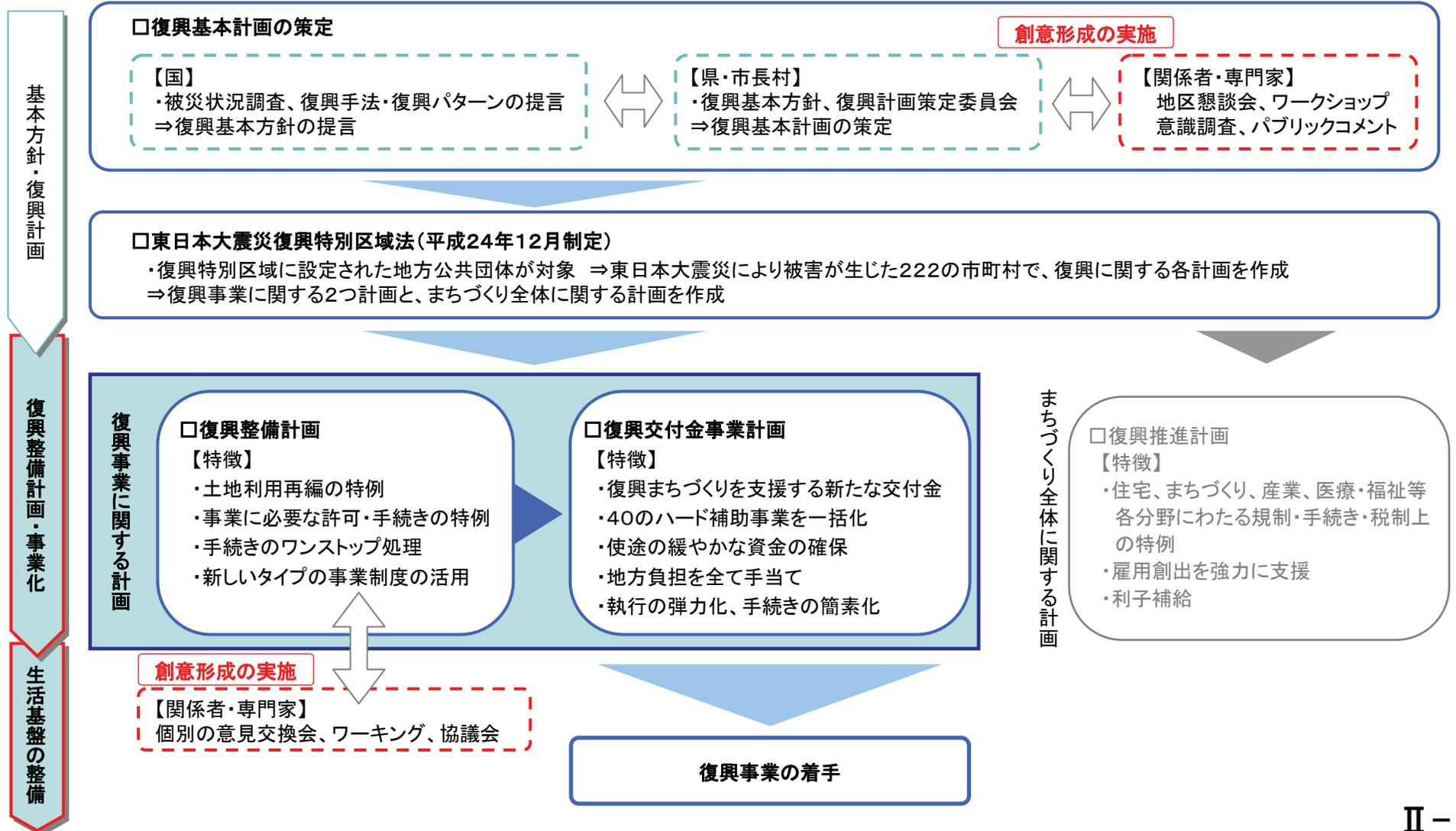
## Ⅱ. 本編

### 1. 復興事業の概要(1/5)

東日本大震災における復興事業の事例調査を実施する上での基礎情報として、復興事業の全体像を整理する。

#### 1. 1 復興事業のプロセス

復興基本計画の策定後、被災地での復興事業開始に至るまでに策定された計画とプロセスを整理する。



1. 2 復興パターンの策定と分類

(1) 復興パターン策定の流れ

- ・被災自治体における復興事業の方向性については、被災自治体の作成した復興基本計画に示されており、地域の被災状況に対応した復興パターンに即して事業の選定が行われている。
- ・被災自治体の復興基本計画策定には、国土交通省都市局が被災直後に実施した津波及び市街地の被災状況の全体調査、市街地復興パターンの検討調査の結果が活かされている。
- ・市街地復興パターンの検討調査では、被災状況を踏まえた各市町村における市街地復興パターンを類型化し、結果を各市町村に提供することで復興基本計画作成を支援している。

1) 復興パターンを決定する主たる要因

①津波による浸水状況

- ・津波シミュレーションによる浸水深が2m以上か否かが決定要因となる。
- ・津波被害の規模は地形特性によって決定される。

②地形特性

- ・被災地の地形の特性が決定要因となる。
- ・平野部(牡鹿半島以南)
- ・平野部ではないが、背後地に造成可能な土地がある程度存在
- ・背後地が急峻な山地

③都市特性

- ・被災地の土地利用の特性が決定要因となる。
- ・市街地及び市街地に準じる地区
- ・集落部(漁港等に付随する集落)

②地形特性

- ・平野部

例:福島県新地町



②地形特性:

- ・背後地に造成可能な土地がある程度存在

例:岩手県気仙沼市鹿折地区



②地形特性:

- ・背後地が急峻な山地

例:岩手県釜石市



## Ⅱ. 本編

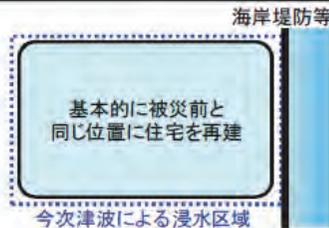
### 1. 復興事業の概要(3/5)

#### (2) 復興パターン分類

- ・被災自治体の復興パターンについて、主に「居住地」に着目して分類すると、大きく以下に示す①～⑤の5つのタイプに分類される。
- ・一方、被災前に沿岸部に立地していた産業地は、ほぼ同位置にて復興が目指されることで共通している。

##### ① 現地再建

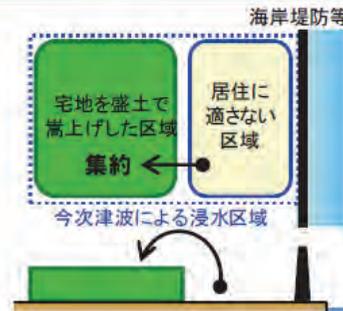
海岸堤防等の整備により津波に対する安全性を確保した上で、基本的に被災前と同じ位置に住宅を再建。



- ・海岸堤防等施設整備、道路等の基盤整備が目的であり、津波対策の再編や宅地の嵩上げが行われない場合、⑤となる。

##### ② 嵩上げ(区域の一部を嵩上げる市街地整備事業)

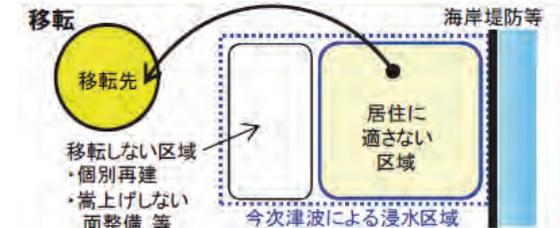
今次津波による浸水区域の中の一部の区域を嵩上げし、そこに居住地を集約。



- ・宅地用地について行われる嵩上げが該当。
- ・地盤沈下対応、内水排除を目的とするもの、または個別の敷地単位で行われるものは含まれない。

##### ③ 移転(区域外へと移転する市街地整備事業)

今次津波による浸水区域の中で、居住を認めない区域を設定し、浸水区域外へ住宅を移転。



- ・海岸堤防等の整備に伴い移転が生じた場合、集団的な移転のために計画的に移転先が確保される場合は、①となる。
- ・移転跡地等の沿岸部で、産業系用途のため整備が行われる場合でも集団での移転が発生する場合は①となる。

##### ④ 嵩上げ+移転(嵩上げと合わせて一部を移転)

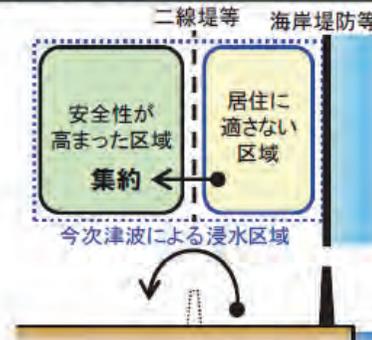
移転と嵩上げの組合せ。住宅の区域外への移転と、区域内での嵩上げ区域への集約を同時に実施。



- ・移転と嵩上げを同時に計画する場合、どちらか一方の住宅地規模が大きい方を主として嵩上げか移転に分類する。

##### ⑤ 施設等整備による現地復興

今次津波による浸水区域の中で、海岸堤防や二線堤等の整備により津波に対する安全性が高められた区域に居住地を集約。



- ・農地等が間にあるなど被災区域から離れている場合は、①となる。

出典:「津波被災市街地復興手法検討調査」

国土交通省都市局(平成24年4月)より作成

## Ⅱ. 本編

### 1. 復興事業の概要(4/5)

#### 1. 3 復興事業全体の概要

##### (1) 復興事業の定義

・被災直後の社会基盤復旧及び仮設住宅設営、被災地における道路、上下水道、農業施設、学校、病院などの復旧

復旧事業

・災害復旧だけでは対応が困難な「失われた市街地の再生」「生業の再建」等のほか、市長村の多様なニーズに対応するために執行される事業

復興事業

・事業事例編では、「東日本大震災復興特別区域法」に基づく「東日本大震災復興交付金制度要綱」によって執行される復興交付金による事業を「復興事業」として定義する。

・復興交付金による事業は、「基幹事業」「効果促進事業等」に分類される。

・事業事例編では、被災した地域の復興に必要な不可欠な基盤を整備することを目的とした「基幹事業」について着目する。

##### □基幹事業

- ① 地震の震動による被害からの復興のために行う事業
- ② 津波による被害からの復興のために行う事業
- ③ 地盤沈下、液状化あるいは地すべりといった被害からの復興のために行う事業
- ④ その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業

##### □効果促進事業等(関連事業)

効果促進事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の著しい被害を受けた地域の復興のために基幹事業と関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務とする。

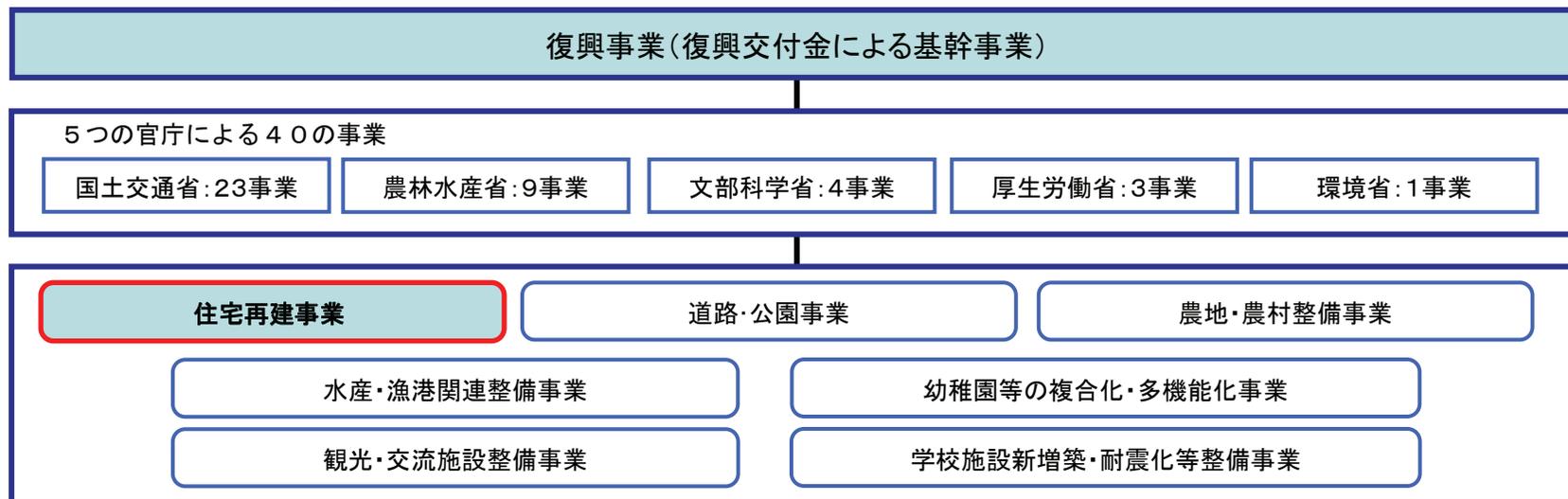
出典:「東日本大震災復興交付金制度要綱」(平成24年1月)より引用

## Ⅱ. 本編

### 1. 復興事業の概要(5/5)

#### (2) 着目する復興事業

・事業事例編では、「基幹事業」に定められている多様な復興事業のうち、住宅再建事業に着目する。



基幹事業の優先事項＝「失われた市街地の再生（住宅の確保）」「生業の再建」等、復興まちづくりに必要な事業

- ①国土交通省 ⇒住宅再建事業(防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、土地区画整理事業)、道路事業
- ②農林水産省 ⇒水産・漁港関連施設整備事業、農地整備、農業用施設等整備事業

その他事項＝住宅及び生業の再建にとどまらない復興まちづくりの課題に対応するための事業

- ①津波復興拠点における施設整備
  - ・公益施設の整備(幼稚園、保育園、地域交流センター)
  - ・防災拠点施設(津波避難デッキ、防災センター)
  - ・その他便益施設(駐車場、広場)
- ②住宅移転跡地の利用方策
  - ・津波防災緑地、公園整備
  - ・漁業集落の嵩上げ
- ③将来を見据えた農業・水産業関連機械・施設整備
  - ・将来の営農再開に対応する農業用機械(トラクター、コンバイン等)導入
  - ・水産業の関連施設(残渣処理施設、排水処理施設等)整備
- ④観光・交流施設整備
  - ・自治会館、コミュニティーセンター
  - ・キャンプ場復旧、農林水産物販売施設

出典:「復興の現状と取組」復興庁(平成25年5月)より作成

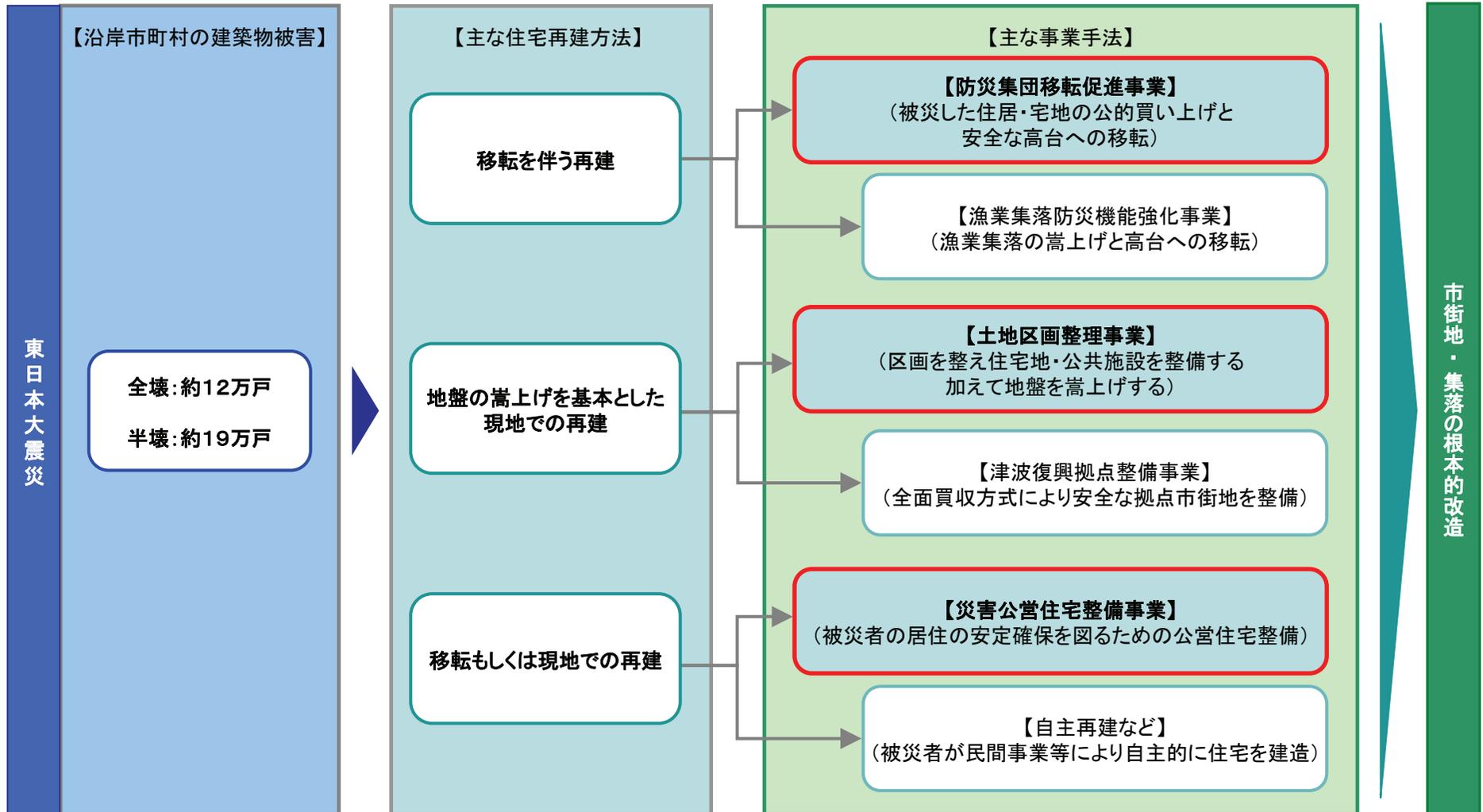
## Ⅱ. 本編

### 2. 住宅再建事業の概要（1／5）

#### 2. 1 着目する主な住宅再建事業

- ・復興庁では、「津波被災地の市街地・居住地復興のための事業」として、以下の6つの事業を住宅再建のための主な事業手法として定めている。
- ・そのうち、住宅地（公共施設）の整備に関する3つの事業、「防災集団移転促進事業」「土地区画整理事業」、「災害公営住宅整備事業」に着目する。

□津波被災地の市街地・居住地復興のための事業



出典:「復興まちづくりの支援について」復興庁(平成24年8月)より作成

## Ⅱ. 本編

## 2. 住宅再建事業の概要 (3/5)

### 2. 2 防災集団移転促進事業

#### (1) 事業の内容

##### 【防災集団移転促進事業】

被災した住居・宅地の公的買い上げと  
安全な高台への移転

##### □事業概要

- ・東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと思われる区域内の住居の集団移転を支援する。

##### □補助の内容

- ・住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格を超える場合は補助対象)
- ・移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費
- ・移転促進区域内の農地及び宅地の買取りに要する費用(移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ・計画策定費など



#### (2) 事業の基本的なフロー



##### □基本的なフローにおける課題

- ①人手不足等により事業の具体化、発注手続きが遅れる。
- ②通常は設計、施工別発注で、設計完了後、施工発注までの間に待ち期間が生じる。
- ③造成完了後、実際の住宅着工までに、注文、設計、建築準備等の時間を要する。
- ④建築のピーク(平成27年頃)には、資材確保、工務店の対応能力などがネックで遅れるおそれがある。

##### □スピードアップを図る工夫案



- (1) CM方式の活用やURへの包括委託等により、検討、発注をスピードアップする。
- (2) 一括発注により、設計から施工の間の待ち時間をなくし、施工前に設計を踏まえた準備を並行実施する。また、併せて、工期短縮提案を促進する。
- (3) 段階的な造成等で、早期に住宅着工できる宅地をできるだけ増やす。
- (4) 住宅金融支援機構や地域の工務店団体等のサポートの下、住宅相談(住宅再建に係る金融面、住宅設計などの準備)を実施する。

出典:住宅再建・まちづくり事業のスピードアップを図る工夫について  
(平成24年12月 復興庁・国土交通省・水産庁)より作成

## Ⅱ. 本編

### 2. 住宅再建事業の概要 (4/5)

#### 2. 3 土地区画整理事業

##### (1) 事業の内容

###### 【土地区画整理事業】

区画を整え住宅地・公共施設を整備  
加えて地盤を嵩上げする

###### □事業概要

- ・広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。

###### □補助の内容

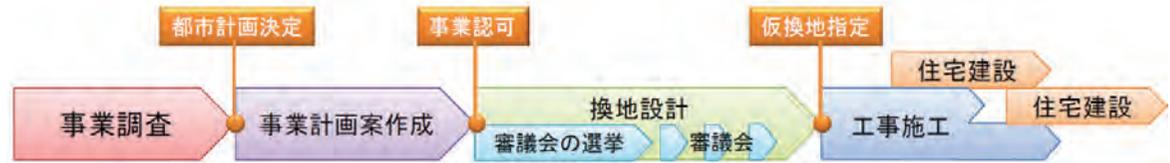
- ・区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額(※)として事業を支援

※津波により甚大な被災を受けた地域において、一定以上の計画人口密度(40人/ha)などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用を含む

- ・緊急防災空地の用地を取得するのに要する費用(減価補償地区以外も含む)
- ・計画策定費



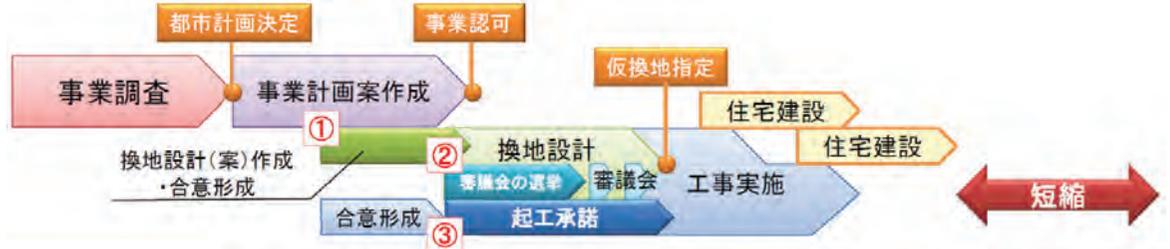
##### (2) 事業の基本的なフロー



###### □基本的なフローにおける課題

- ・合意形成の状況によるが、順調に進んだとして概ね6年程度の期間が必要になる。

###### □スピードアップを図る工夫案



- ①事業認可前に換地設計(案)を作成し、地元調整を行うことにより、認可後の調整期間を短縮。
- ②災害の場合における選挙の特例を活用し、区画整理審議会委員の選挙に係る日数を短縮。
- ③起工承諾により、仮換地指定に先行して工事を実施し、工期を短縮。

出典:住宅再建・まちづくり事業のスピードアップを図る工夫について  
(平成24年12月 復興庁・国土交通省・水産庁)より作成

## Ⅱ. 本編 2. 住宅再建事業の概要 (5/5)

### 2. 4 災害公営住宅整備事業

#### (1) 事業の内容

##### 【災害公営住宅整備事業】

被災者の居住の安定確保を図るための公営住宅整備

##### □事業概要

・東日本大震災による被災者の居住の安定確保を図るため、災害公営住宅の整備等に係る費用を支援する。

##### □補助の内容

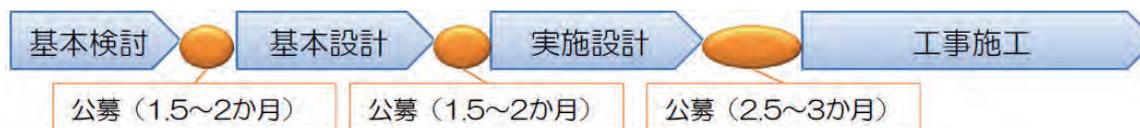
・公営住宅の建設・買取費  
 ・公営住宅の借上げに係る建設・改良費  
 ・公営住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等  
 ・被災者向け買取公営住宅・空家公営住宅の改修費など

##### □建設事例(平成25年3月完成)

大船渡市田中東団地  
 (岩手県大船渡市大船渡地区)  
 (高齢者対応)



#### (2) 事業の基本的なフロー



□基本的なフローにおける課題

・「基本検討」「基本設計」「実施設計」「工事施工」をそれぞれ公募して選定・契約・発注

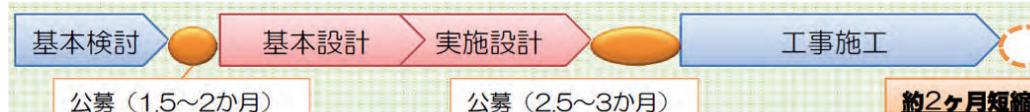
□スピードアップを図る工夫案

##### ① 設計・施工一括発注方式



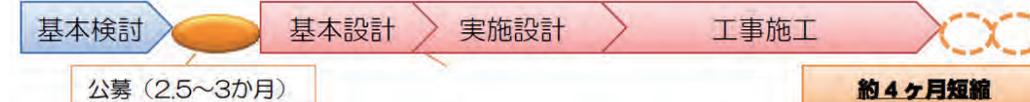
・実施設計と施工を一体的に発注することで、公募回数を減らし期間短縮。  
 ・中層住宅など、整備内容が比較的簡素な場合に適用可能(設計変更へ対応困難)。  
 ・実施可能な地元業者はやや限定的で概算額での発注となる。

##### ② 設計一括発注方式



・基本設計と実施設計を一体的に発注することで、公募回数を減らし期間短縮。  
 ・福祉施設を併設する場合など整備内容の確定まで時間がかかる場合に適用可能。  
 (施工段階まで整備内容の変更の設計への反映が可能)。  
 ・実施可能な地元業者が多く(施工のみ実施)、確定額での発注となる。

##### ③ 設計・施工完全一括発注方式



・基本設計、実施設計及び施工を一体的に発注することで、公募回数を減らし期間短縮。  
 ・同プランの木造長屋や単純な設計のRC造等に対し適用可能(途中段階での設計変更は不可)。  
 ・建て方・仕様にもよるが実施可能な地元業者は限定的で、概ねの見込み値での発注となる。  
 ・議会・地元等への説明が必要。

## Ⅱ. 本編

### 3. 調査事例からみる住宅再建事業推進の課題と工夫(1/4)

被災自治体(大船渡市、宮古市、石巻市)への調査から、住宅再建事業を推進する上での課題と工夫を整理した(調査の詳細は、「Ⅲ. 調査事例」にて示す)。

#### 3. 1 事業事例編の対象

##### 1) 大船渡市

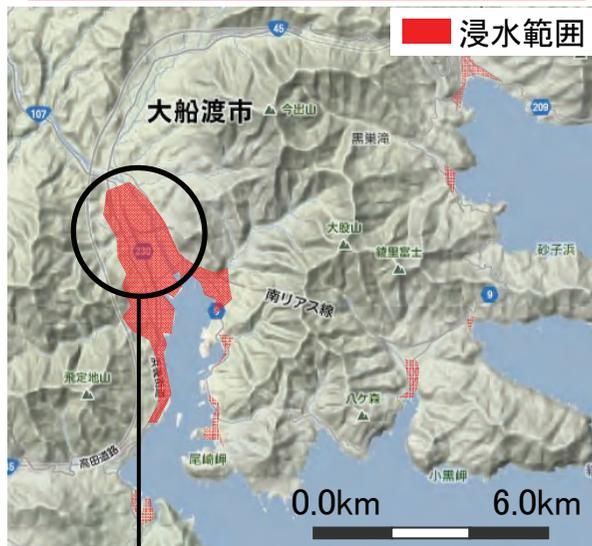
地形特性  
都市特性

後背地が急峻な地形(既存集落)

港湾のある狭小な平地部に中心市街地が存在

被害状況

浸水区域面積 : 約800ha  
推定浸水域の人口: 約1.8万人  
(平成23年5月時点 大船渡市公表資料)



事業事例編  
の対象

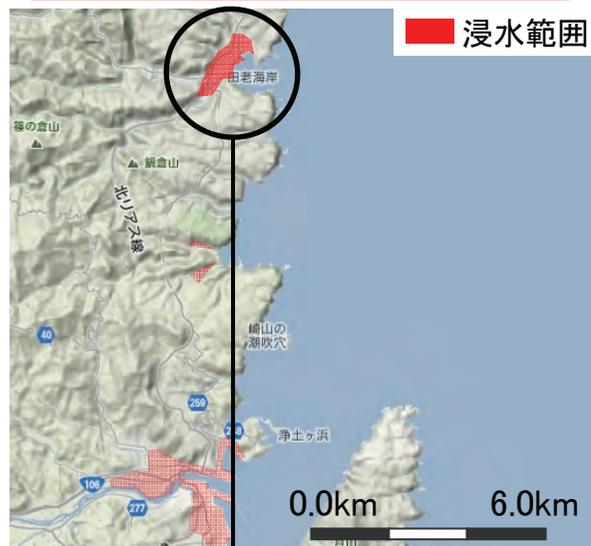
・3. 2及び調査事例では、「既存集落における  
コミュニティを維持したまちづくり」の取組み  
事例を紹介

##### 2) 宮古市

後背地に造成可能な土地有(漁港集落)

市街地と漁港集落に分かれている

浸水区域面積 : 約998ha  
推定浸水域の人口: 約1.9万人  
(平成23年7月時点 宮古市公表資料)



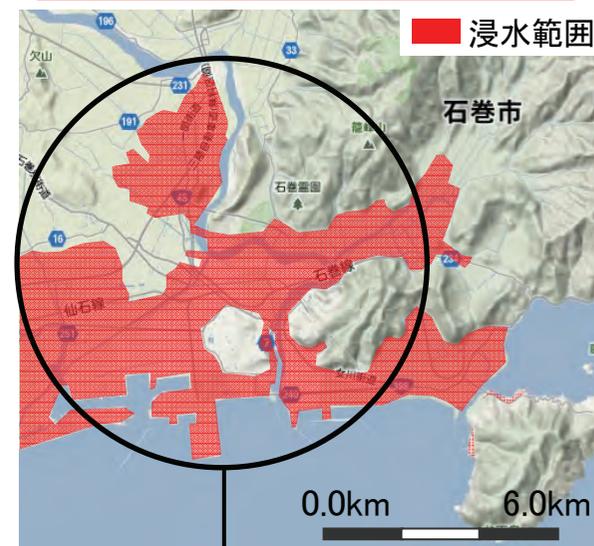
・3. 3では、「漁港集落における地区の一体的な  
まちづくり」の取組み事例を紹介  
・調査事例では、「市街地と漁港集落における  
地区の一体的なまちづくり」の取組み事例を紹介

##### 3) 石巻市

平野部(中心市街地)

平野部が中心市街地、半島部等が集落

浸水区域面積 : 約7,300ha  
推定浸水域の人口: 約11.2万人  
(平成23年5月時点 石巻市公表資料)



・3. 4及び調査事例では、「平野部における  
広範な市街地の総合的なまちづくり」の取組み  
事例を紹介

## Ⅱ. 本編

### 3. 調査事例からみる住宅再建事業推進の課題と工夫(2/4)

#### 3. 2 大船渡市（既存集落におけるコミュニティを維持したまちづくり） □整備計画・合意形成の課題

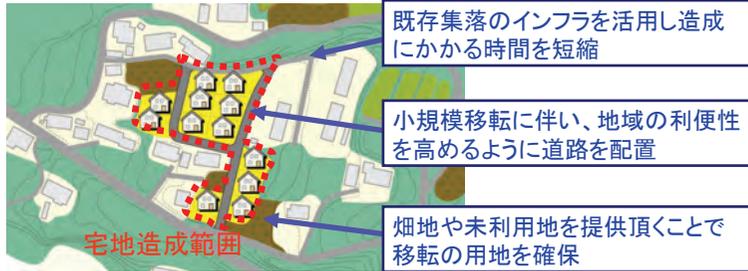
##### (1) 整備計画の課題と工夫

###### 【課題】: 移転先の造成による影響

- ・大規模な宅地造成により、環境負荷が大きくなる
- ・広い範囲を造成することで再建の時間が長期化する

###### 【工夫】: 近傍の高台にある既存集落内への小規模移転

- ・差込型による小規模な宅地移転を実施
- ・移転規模を小さくし、被害のあったエリアの近傍に位置する高台を移転地としたことで、造成にかかる時間を短縮



##### (2) 合意形成の課題と工夫

###### 【課題】: 被災前のコミュニティを崩さないことを前提とした移転

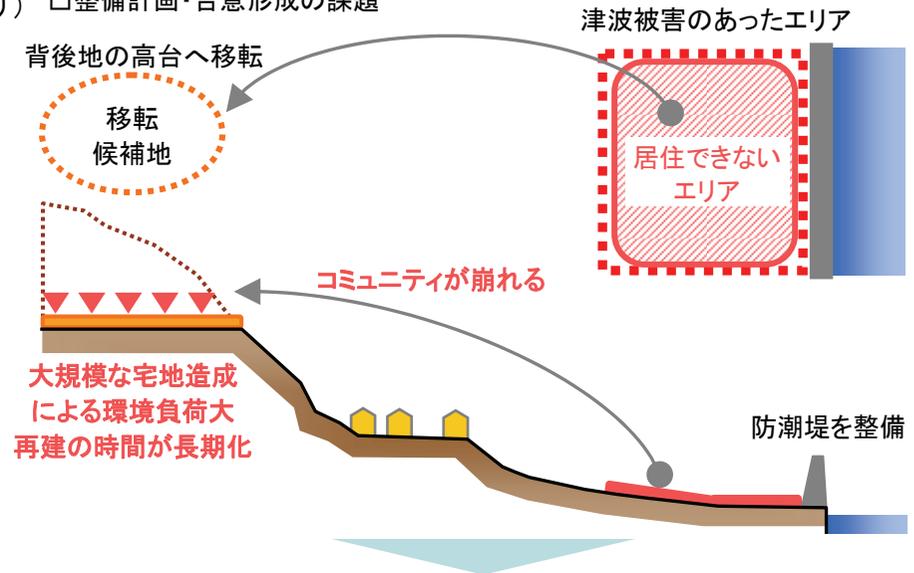
- ・従前からの地域の行催事（お祭り、運動会）の継続等、地域コミュニティを崩さないようにすることが必要だった
- ・既存集落内への移転に伴い、移転先のコミュニティも崩すことのないよう、土地所有者の理解を得る必要があった

###### 【工夫】: 地域結束がある場所を移転先として選択し、コミュニティを維持

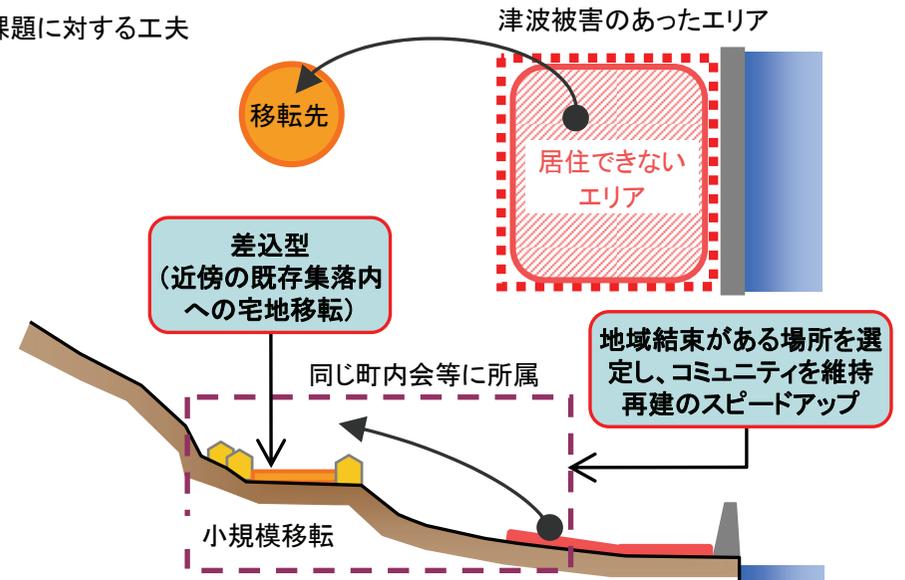
- ・同じ町内会に所属しているなど、住み慣れた地域に近く地域同士の結束がある場所を移転先として選定し、従前のコミュニティが維持できるようにした

##### (3) 今後の中期的な課題

- ・高台に移る被災者に配慮し、コミュニティバスなど移手段の検討
- ・高台（移転先）と被災地が一体となった利便性の高いまちづくり



##### □課題に対する工夫



## Ⅱ. 本編

### 3. 調査事例からみる住宅再建事業推進の課題と工夫(3/4)

#### 3. 3 宮古市（漁港集落における地区の一体的なまちづくり）

##### (1) 整備計画の課題と工夫

###### 【課題】: 移転に伴い、市街地が分断

- ・津波被害のあったエリアの移転により、津波被害のなかったエリアと分断されてしまうことが課題となった
- ・移転を想定していたエリアも、津波被害のシミュレーションの結果、被害想定「大」「小」に2分され、一体的に移転することが困難となった

###### 【工夫】: 異なる事業を組み合わせた一体的整備

- ・被害想定「大」のエリアは、防災集団移転事業により、市街地に隣接する土地に移転し、被害想定「小」のエリアは、新たに土地区画整理事業による嵩上げを行うことで、市街地全体の一体的な整備を実現した。

##### (2) 合意形成の課題と工夫

###### 【課題】: 一体的な市街地形成を求める意向への対応

- ・住民は、市街地を分断せず、市街地全体を一体的に移転する意向があり、それに対する対応が課題となった

###### 【工夫】: 事前に「地区復興まちづくり計画」を作成し合意を図った

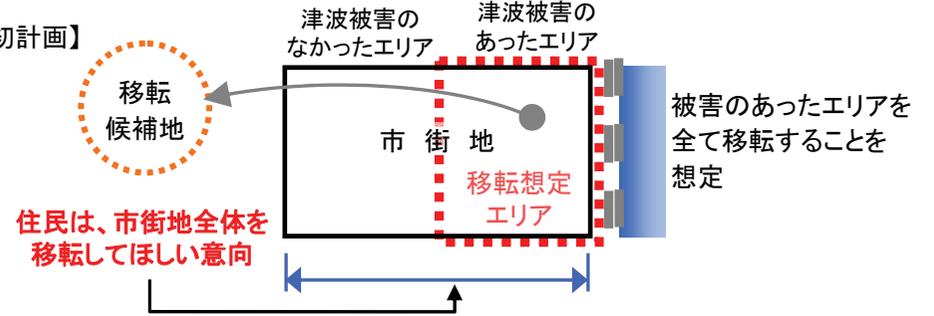
- ・復興パターンが複数想定されたので、復興計画策定段階で地区の住民代表者を集めた検討会により、地区別のまちづくりや土地利用の方針について、時間をかけて意向を把握した
- ・この意向把握の結果を基に、復興計画の策定と並行して「地区復興まちづくり計画」を策定し、住民とまちづくりの方針について合意形成を図った
- ・即ち、住宅再建事業の事前に、まちづくりの方針を合意することにより、事業推進の課題に対しても円滑に対応できた

##### (3) 今後の中期的な課題

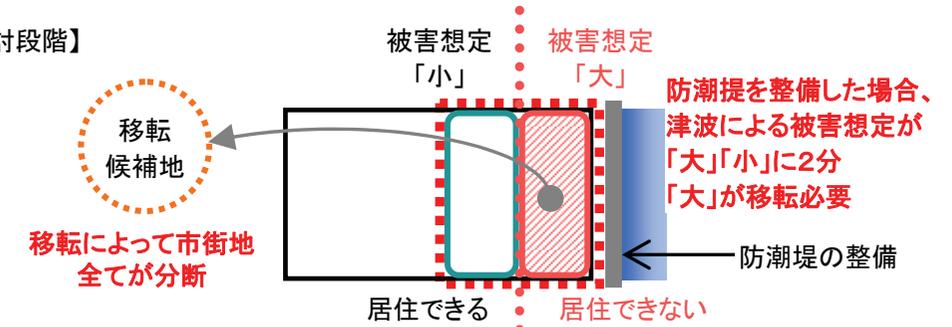
- ・地域をさらに発展させていくことを念頭に、市民が目標を持てる活動の設定
- ・新たな事業として、再生可能エネルギー事業(ブルーチャレンジプロジェクト)等の創出

#### □ 整備計画・合意形成の課題

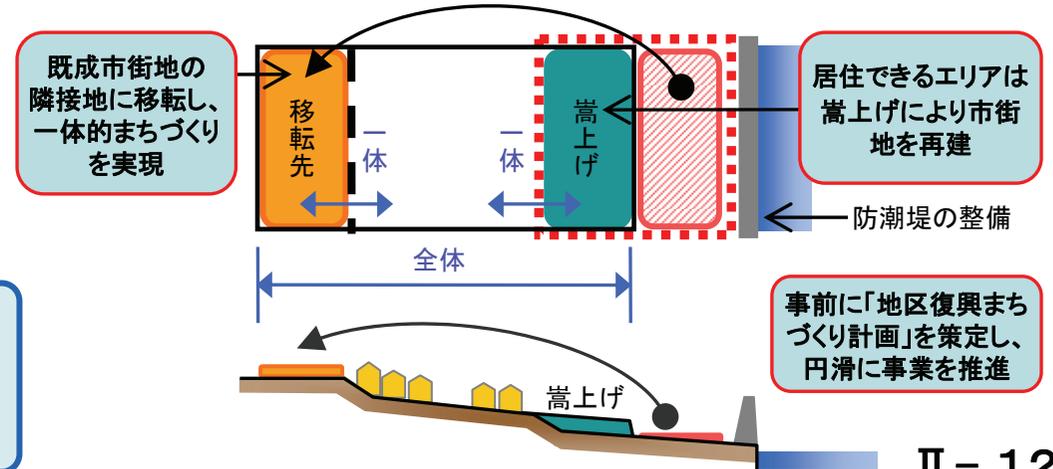
##### 【当初計画】



##### 【検討段階】



#### □ 課題に対する工夫



## Ⅱ. 本編

### 3. 調査事例からみる住宅再建事業推進の課題と工夫(4/4)

#### 3. 4 石巻市（平野部における広範な市街地の総合的なまちづくり）

##### (1) 整備計画の課題と工夫

###### 【課題】：平野部にある広範な市街地における住宅再建

- ・平野部であるため、移転できる高台がなく、また既成市街地に住居や商業施設が密集していたため高上げもできなかった
- ・被災戸数が多く、広範囲にわたる移転用地の確保が必要であった

###### 【工夫】：多重防御や土地区画整理事業などによる総合的な市街地の創出

- ・防潮堤に加え、道路事業及び公園事業により、高盛土道路や防災緑地を整備し、多重防御の骨格を構築
- ・土地区画整理事業により、新市街地を造成し、防災集団移転促進事業によって移転
- ・既存市街地でも住宅や避難路、避難ビルを整備した上で移転を実施
- ・災害公営住宅整備事業により、市街地全域で戸建てや集合住宅を整備

##### (2) 合意形成の課題と工夫

###### 【課題】：被災者の多様な意向への対応

- ・被災者の移転先が、市街地全域で複数存在し、多様な選択が可能となった
- ・このため多様な被災者の意向への対応が必要となった
- ・また被災者の意向を尊重したため移転先の希望に偏りも発生した

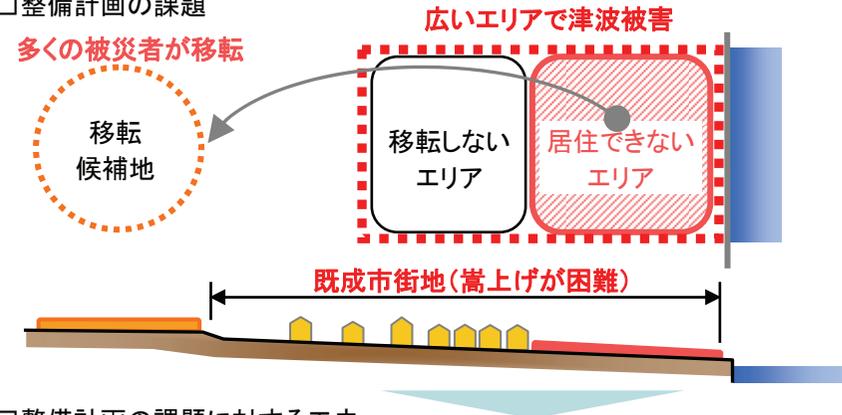
###### 【工夫】：事前登録制度の導入と地域特性を踏まえた配慮

- ・希望する移転先を事前登録し、抽選で移転先を決定する制度を導入した
- ・事前登録制度の導入に加え、地域への配慮(住宅の規模や質、設備の充実等の工夫)を行い、希望地の偏りを是正
- ・その際に、高齢者などを優先することにも配慮した

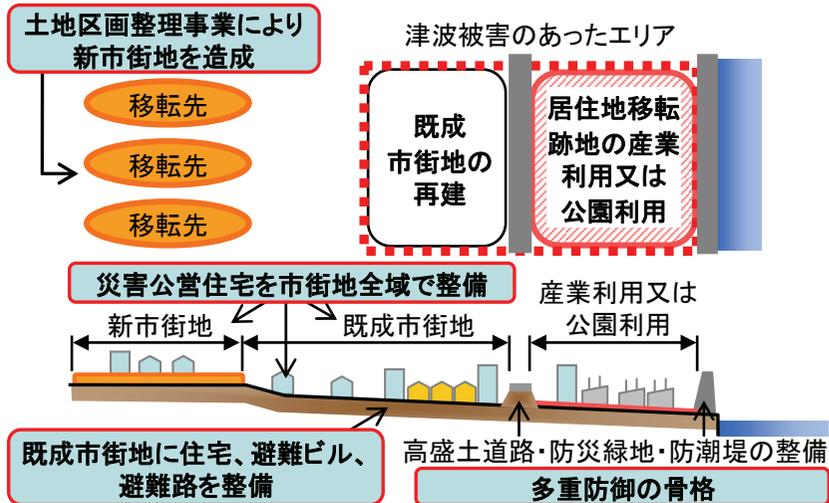
##### (3) 今後の中期的な課題

- ・事前登録制度については、その効果や公平性について検証が必要
- ・移転先の選択肢が多様にあることから、時間と共に変化する被災者の意向へ柔軟に対応することが必要
- ・市街地整備が長期化することにより、新たな事業を行う土地を確保したい産業系の事業者が市外へと移転してしまうことを危惧

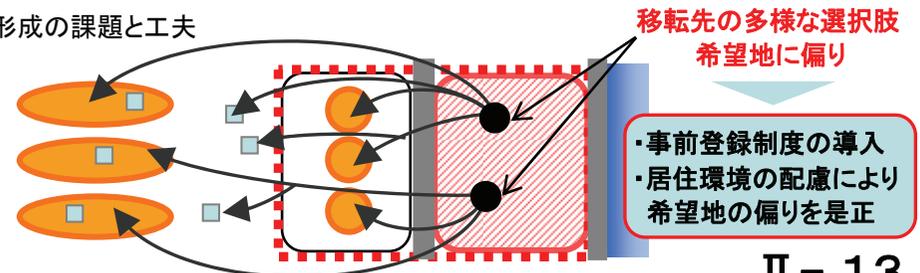
##### □整備計画の課題



##### □整備計画の課題に対する工夫



##### □合意形成の課題と工夫



## 4. まとめ

## (1) 整備計画の推進について

- ①大船渡市の事例から言えること ⇒ 【既存集落におけるコミュニティを維持したまちづくり】  
○後背地が急峻な地形の集落において、大規模な造成による環境負荷を低減させ早期に住宅再建を行う場合は、「差込型」(“個々の事業規模を小さくする”、“インフラがある程度整備された既存集落内へ移転し一体的に整備する”)が有効  
→pⅡ-11【課題】:移転先の造成による影響、「【工夫】:近傍の高台にある既存集落内へ小規模移転」が対応
- ②宮古市の事例から言えること ⇒ 【漁港集落における地区の一体的なまちづくり】  
○エリアが集まって構成される1つの地区において、一体的なまちづくりに配慮した住宅再建を行う場合は、地区を構成する個々のエリアの特性に応じて、住宅再建事業を組み合わせることが有効  
→pⅡ-12【課題】:移転に伴い、市街地が分断、「【工夫】:異なる事業を組み合わせた一体的整備」が対応
- ③石巻市の事例から言えること ⇒ 【平野部における広範な市街地の総合的なまちづくり】  
○平野部における広範な市街地において、大規模な住宅再建を行う場合は、多重防御の骨格(“高盛土道路”、“防災緑地”)の構築や、既存市街地の再建(“避難路”、“避難ビル”を備えた市街地整備)を行うと共に、土地区画整理による新たな市街地の創出(“広範囲な移転用地の確保”)や市街地全域に災害公営住宅を整備するなど、住宅再建事業を総合的に組み合わせることが有効  
→pⅡ-13【課題】:平野部にある広範な市街地における住宅再建、「【工夫】:多重防御や土地区画整理事業などによる総合的な市街地の創出」が対応

## (2) 合意形成の推進について

- ①大船渡市の事例から言えること ⇒ 【合意形成を行うための土台づくり】  
○復興に向けた合意形成を円滑に進めるためには、平時からの地域づくり(“コミュニティ形成”、“ソーシャルキャピタルの向上”)が有効。  
→pⅡ-11【課題】:被災前のコミュニティを崩さないことを前提とした移転、「【工夫】:地域結束がある場所を移転先として選択しコミュニティを維持」が対応
- ②宮古市の事例から言えること ⇒ 【事前のまちづくり方針の合意による円滑な事業推進】  
○住宅再建事業を円滑に推進するためには、復興計画策定の段階から、まちづくりや土地利用の方針について住民の意向を時間をかけて把握した上で、「地区復興まちづくり計画」を作成しておくことが有効  
→pⅡ-12【課題】:一体的な市街地形成を求める意向への対応、「【工夫】:事前に「地区復興まちづくり計画」を作成し合意を図った」が対応
- ③石巻市の事例から言えること ⇒ 【多様な意向に対応するため、事前登録制度を導入】  
○被災者の移転先に多様な選択肢がある場合は、希望する移転先の偏りを防ぐため、事前登録制度の導入や地域特性を踏まえた配慮が有効  
→pⅡ-13【課題】:被災者の多様な意向への対応、「【工夫】:事前登録制度の導入と地域特性を踏まえた配慮」が対応

(3) 3つの事例からのヒント

**①大船渡市:既存集落におけるコミュニティを維持したまちづくり**

- ・環境負荷軽減、再建のスピードアップ → 差込型(既存集落内への移転)
- ・コミュニティの維持 → 地域結束がある場所に移転

**②宮古市:漁港集落における地区の一体的なまちづくり**

- ・一体的まちづくり → 既成市街地の隣接地に移転
- ・円滑な事業推進 → 復興計画策定段階における事業概要の合意

**③石巻市:平野部における広範な市街地の総合的なまちづくり**

- ・多くの被災者が移転 → 防潮堤+高盛土道路等による多重防御の骨格  
既成市街地に住宅・避難ビル・避難路、広範囲に新市街地を造成
- ・移転先の多様な選択肢 → 事前登録制度の導入、居住環境の配慮による希望地の偏り是正

- ✓ 地形条件、被災前の市街地状況、被害の状況により、整備計画は多様
- ✓ 合意形成にあたっては、復興計画策定段階からの整備計画に関する早期の共有が有効
- ✓ コミュニティ維持や一体的まちづくり等の地域ニーズを踏まえ、創意工夫が必要